

◇ 特定非営利活動促進法上の中核市の位置付けに関するアンケート結果 概要 ◇

実施時期：平成29年2月3日～3月7日

対象：47都道府県の市民活動担当課

項目	対象：47都道府県			
	区分	回答 都道府県数	割合	主な回答
中核市をNPO法第9条における所轄庁と位置付けることについて、その是非	賛成(課題なし)	8	17.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・認証・認定申請窓口の一本化や認定申請時の利便性の向上など、さらなる市民サービスの向上が見込まれることから、中核市への権限移譲を希望する。 ・中核市が所轄庁となれば、所轄庁として法人情報の実態把握が可能となり、行政とNPOとの協働の推進を図るうえでも望ましいと考える。 ・NPO法人の行う特定非営利活動事業のうち、介護保険法に基づく居宅サービス事業などの指導監督事務が中核市へ権限移譲されており、NPO法における所轄庁に中核市を加えることにより、法人を総合的に監督しやすいと考えられるため、中核市の一律追加が望ましいと考える。
	賛成(条件、課題あり)	4	8.5%	<ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利活動促進法施行事務を行う体制が中核市において確立されていればよいと考える。 ・NPOは地域における様々な課題解決に取り組んでおり、基礎自治体である市町への移譲により、きめ細やかな対応、助言が可能となり、活発な市民活動へのきっかけとなるため、中核市を所轄庁と位置付けることには賛成であるが、管内の中核市が所轄庁となることを希望していないため、権限移譲は困難であると考えている。 ・本県では、住民に身近な自治体で担う事務として、条例による事務処理特例制度を活用した権限移譲を推進しており、中核市が認証事務を担うことについて異論はない。ただし、当該制度の交付金に代わる財源確保や、認証事務よりも大幅に処理件数が少なくなる認定事務の移譲については検討を要すると考える。
	慎重	11	23.4%	<ul style="list-style-type: none"> ・中核市を所轄庁とした場合、中核市もNPO法人を把握しやすくなり、NPO法人もより身近な行政庁が窓口となることにより、相談しやすくなると考えられる。しかし、中核市それぞれの事情も考慮すべきであり、まずは一部の中核市で所轄庁としての事務をはじめてみてはかがか。 ・中核市において大幅な事務の増加が見込まれるため、各中核市の移行や実情を十分に考慮することが望ましいと考える。 ・所轄庁となり、市内に拠点をおき市内を活動区域としている法人の情報を把握し、市民と協働したまちづくりを実現したいと考える市は、中核市に限らず存在すると推定するが、同時に、所轄庁として様々な法人について所轄する責務を負うことになるということは財政的、人的に負担とし、所轄庁となることに踏み切れない市もあるのではないかとと思われる。そのため、特定非営利活動促進法改正による中核市への一律移譲については、条例による事務処理特例制度の活用実績を踏まえながら慎重に検討すべきと考える。 ・権限移譲については、権限移譲する側、移譲される側の状況等を踏まえながら行われるのがより適当だと考えるので、「中核市への一律移譲」という形でなくても良いように思われる。 ・現行法においても、都道府県が条例による事務処理特例制度を活用することにより、市町村に権限移譲をすることが可能であり、中核市へのアンケート結果から7割の中核市が所轄庁となることを希望しない現状において、中核市へ一律に権限移譲することについては、慎重な判断を要すると考える。 ・NPO法人の活動範囲が市域を超え広範囲に及ぶこともあることを考慮すると、権限移譲の是非については、判断しかねる。 ・権限移譲については本県でも積極的に進めていきたいと考えているが、中核市における事務量の負担増加に比べ、メリットが少ない等の理由から、権限移譲については消極的な状況である。所轄庁と位置付ける場合でも中核市の負担が著しく増加することがないように、認証や管理等事務の簡素化が必要である。

◇ 特定非営利活動促進法上の中核市の位置付けに関するアンケート結果 概要 ◇

<p>反対(事務処理特例制度により対応)</p>	<p>19</p>	<p>40.4%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中核市へのアンケート結果において多くの自治体が権限移譲を希望しておらず、また、地域によって実情が様々であるので、希望する市町村については、現行通り条例による事務処理特例制度の活用によって権限移譲すべきと考える。 ・地元のNPO法人と顔の見える関係を築く等のつながりを強くしたいと考える市町村は中核市のみであるとは限らず、現状通り、地域の特性・事情等を考慮したうえで、都道府県の条例による事務処理特例制度の活用による権限移譲によって柔軟に対応していくことが望ましいと考えられる。 ・条例による事務処理特例制度の活用によって権限移譲が可能であるので、一律に中核市を所轄庁とする必要はないと考える。 ・広域的な観点から指導・助言できる都道府県に権限を残しておく方がNPO法人にとって有利になる場合もあるため。 ・市町村の希望等を踏まえ、条例による事務処理特例制度の活用によって移譲することとし、<u>全国的に移譲の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととすべき。</u>
<p>どちらともいえない</p>	<p>5</p>	<p>10.6%</p>	<p>-</p>
<p>中核市をNPO法第9条における所轄庁と位置付けることについて、その課題</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・中核市側の受け入れ体制(財政面、人員面、ノウハウ・知見面)を整える必要がある。 ・県所管法人が減少することで、県のノウハウが低下する。 ・県と市でNPO法の解釈や運用について情報共有を密にする必要がある。
<p>項目</p>	<p>対象:①条例による事務処理特例制度を活用した権限移譲をしていない都道府県 ②権限移譲をしているが中核市にはしていない都道府県</p>		
	<p>主な回答</p>		
<p>事務処理特例制度による権限移譲の検討状況等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・協議の場を設けて、理解と連携を図りながら権限移譲を進めており、市町村が自ら移譲を受ける事務を選択し、両者合意に達した場合のみ、権限移譲を行っている。 ・これまで移譲を求める要望がなかったため検討していないが、移譲に係る相談、正式な要請等があれば、対応する必要があるかと考える。 ・権限移譲を推奨しているが、手を挙げる市町村がないのが実情である。 ・本県の場合、各市町村における法人数の状況等からみて、市町村が権限移譲のメリットを享受できる規模・状況にはないと思われる。逆に権限移譲に伴う事務処理体制構築に伴う負担増によるデメリットの方が大きいと思われる。 		